

かわきた地域応援

かわきた

デジタル スタンプラリー

2024

終了




能美安等
喜びの当選者

抽選会の様子

川北町商工会だより

発行所
川北町商工会
能美郡川北町壱ツ屋93
TEL 076-204-6817

昨年の12月1日から1月31日まで開催された「かわきた地域応援スタンプラリー2024」が無事に終了しました。3月中旬、抽選会を実施、厳正なる抽選の結果、当選した38名の方に賞品をお届けしました。また、直接お渡しした方の中から喜びの声も沢山いただきました。

スタンプラリー事業を盛り上げて下さった参加者の皆様、参加店の皆様、本当にありがとうございました！



学校を卒業し新年度から町内企業へ就職された方々を激励する企業訪問が、4月4日3企業の6名に対し実施された。

当日は田西副町長、山本商工会長に田中事務局長が同行した。訪問した企業では、先ず田西副町長から、「入社おめでとうございました。業務は計画的に実施し一日も早く慣れ、企業の繁栄のため頑張ってください。」と新規就職者へ激励の言葉がかけられた。続いて山本商工会長から記念品が手渡された。



新規学卒就職者の激励訪問を実施



協会けんぽの事業主の皆さまへ

保険料率のお知らせです

令和7年3月分(4月納付分)からの協会けんぽの健康保険料率は変更となります

保険料率についての特設サイトはこちら



広域役員研修会

中小企業施策について学ぶ

能美山中川北広域商工会の役員研修会が、3月3日、能美市「八松苑」にて開催され、3商工会の役員ら59人が出席した。研修会では、参議院議員の宮本周司氏が「これからの商工業のあるべき姿は？」と題しての講演をされ、新しくなった新年度の補助金、政策の特徴など、中小・小規模事業者に対する各種支援施策について、わかりやすく説明して頂いた。

また、全国商工会連合会 地域経済再生本部長の宮窪大作氏からは「今後の商工会と地域における支援について」と題して、地域の未来を創るための政策について力強い講演を頂いた。参加した役員からは、今後も中小・小規模事業者に対する支援の実現に向け、商工会の代表として、頑張っ

健康保険料率	
令和7年2月分(3月納付分)まで給与・賞与の	令和7年3月分(4月納付分)から給与・賞与の
9.94%	9.88%
介護保険料率	
令和7年2月分(3月納付分)まで給与・賞与の	令和7年3月分(4月納付分)から給与・賞与の
1.60%	1.59%

- ※健康保険料と介護保険料は労使折半となります。
- ※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
- ※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。
- ※任意継続被保険者の方は、令和7年4月分の保険料率から変更となります。

令和7年度の雇用保険料率のご案内

令和7(2025)年4月1日から令和8(2026)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- ◇失業等給付等の保険料率は労働者負担・事業主負担ともに 5.5/1,000 に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は 6.5/1,000 に変更になります。)
- ◇雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き 3.5/1,000 です(建設の事業は 4.5/1,000 です。)

<令和7年度の雇用保険料率>

(枠内の下段は令和5年4月~令和7年3月の雇用保険料率)

事業の種類	負担者	② 事業主負担			①+② 雇用保険料率
		① 労働者負担(失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業		5.5/1,000	9/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
(令和6年度)		6/1,000	9.5/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・清酒製造の事業 ※		6.5/1,000	10/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
(令和6年度)		7/1,000	10.5/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業		6.5/1,000	11/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000
(令和6年度)		7/1,000	11.5/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000



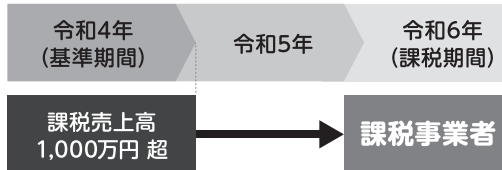
消費税の期限内納付のために

計画的な納税資金の積立てを!

Point 消費税の確定申告が必要な事業者とは?

基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者です。なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超えるなど一定の場合は、課税事業者となります。

●個人事業主の場合の基準期間と課税期間



ただし、インボイス発行事業者の登録を受けた方は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下でも消費税の申告が必要です!

Point 課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします!

●簡易課税制度適用の場合の積立目安額(例)

区分	卸売業 (第1種事業)		小売業、農林漁業 (飲食料品の譲渡に係る事業) (第2種事業)		農林漁業(左記に該当するものを除く)など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、運輸通信業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)		
	みなし仕入率	90%	80%	70%	60%	50%	40%	50%	40%				
売上に対する納税額の目安率	1.0%	2.0%	3.0%	4.0%	5.0%	6.0%							
年間課税売上高	年間課税売上高	年間税額	積立目安月額	年間課税売上高	年間税額	積立目安月額	年間課税売上高	年間税額	積立目安月額	年間課税売上高	年間税額	積立目安月額	
1,000万円	84万円	10万円	0.9万円	20万円	1.7万円	30万円	2.5万円	40万円	3.4万円	50万円	4.2万円	60万円	5.0万円
2,000	167	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
3,000	250	30	2.5	60	5.0	90	7.5	120	10.0	150	12.5	180	15.0

*上記積立目安月額の計算は簡便なものとするため、軽減税率が適用されるものは考慮していません。(令和6年4月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。)

例えば、納付すべき年間消費税が20万円の場合、月々の積立額は、約1.7万円になります。

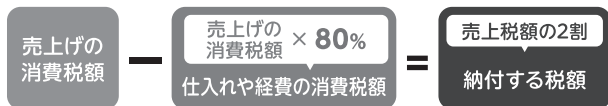
納税額・積立額の目安はこちら

Point インボイス発行事業者的方へ! 『2割特例』ご存じですか?

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、納税額を売上税額の2割とすることができる経過措置が設けられています。



●計算イメージ



●2割特例適用の場合の積立目安額(例)

年間課税売上高	売上税額	年間税額	積立目安月額
500万円	50万円	10万円	0.9万円
700	70	14	1.2
1,000	100	20	1.7

春の大型連休に休みをつなげてリフレッシュ。



年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



働き方・休み方改善ポータルサイト



年休取得促進特設サイト

事業主の皆様へ

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも続けていくためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度(※1)や、労働者の様々な事業に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇(※2)の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、この春に向けて導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。石川労働局雇用環境・均等室にお問い合わせください。

- (※1) 年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。
- (※2) 年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。(分単位など時間未満の単位での取得は認められません。)



